

第26号かまがや消費生活センターだより

〈平成30年8月発行〉鎌ヶ谷市消費生活センター TEL047-445-1246 ※予約優先

平成29年度 鎌ヶ谷市消費生活センター相談状況

相談件数は年々アップ！！あなたも被害に合うかも消費者トラブル！？



H28年度と比較すると約7%相談件数は増加しています。消費者トラブルは他人事ではありません！！困った時は鎌谷市消費生活センターに相談して下さい。



H29年度相談の多い商品・サービスの順位！どんな相談が多いの？

1位 商品一般

最も相談が多かったのは「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と書かれたハガキが自宅に届くというものです。行政機関から送られてきたかのように装い、問い合わせ先と書かれた連絡先に電話すると『裁判になるため弁護士費用が必要』と金銭を請求されます。このハガキについては、平成30年度になってから更に相談が増加していますので、ご注意下さい。

第2位 「デジタルコンテンツ(インターネット上で提供する情報)」

デジタルコンテンツという分類の中では悪質業者が『有料サイトの料金が未納になっています』とショートメッセージ(SMS:電話番号で送受信できるメッセージサービス)を送り、金銭を支払わせようとする手口に関連する相談が増加しています。

※今回の商品一般・デジタルコンテンツの分類で相談が多かった内容は、いずれも『架空請求(身に覚えがない請求)』に関連する相談になります。請求に覚えがない場合は、**相手方には問い合わせず、無視するか消費生活センターに連絡してください。**

第3位 賃貸アパート

賃貸アパートに関連する相談では退去時の修繕費・原状回復費用について、多く相談が寄せられます。不用意に事業者の指示に従って署名しないように注意して下さい。入居中にペットの飼育や室内で喫煙している場合には住居の使用状況によって原状回復費用の負担割合が高くなる可能性があります。賃貸アパートの契約の際には、下記の点にご注意下さい。



- ①賃貸借契約書の内容を確認・納得したうえで署名する
- ②入居時に賃貸物件の状況を写真に記録する
- ③退去時は、住居の状況確認に立ち会い、原状回復の必要性について納得が出来たら合意書に署名する



家庭教師派遣・指導付き学習教材の契約に注意して下さい！！

相談1 家庭教師派遣の契約をしたが、子どもと家庭教師の相性が悪く派遣を終了してもらおうと考えた。契約書を確認したら、家庭教師派遣だけでなく、3年分の教材を分割購入する事になっていた。未使用分の教材の返品を受け付けてもらえない。

相談2 WEB指導付きの学習教材を契約したが、突然、事業者と連絡が取れなくなりその後倒産したことを知った。3年分の教材費を現金一括で支払ったが、今後の指導を受けられず、教材を使う機会がない。教材は返却し、代金を返金してほしい。



そんな時のワンポイントアドバイス！！



長期の契約は、事業者が倒産する危険性があり、特に注意が必要です。後日、契約書を見直して初めて教材の販売だと気がつくケースも少なくありません

契約期間が2ヶ月を超え、金額が5万円以上となる、学校教育の補修のための家庭教師派遣や指導付き学習教材の契約は、特定商取引法の「**特定継続的役務提供取引**」の指定役務の対象となり、クーリング・オフや中途解約ができます。教材についても、学習指導に必要という説明を受けて購入していれば「関連商品」とみなされ未使用分については、解約できます。

※『**特定継続的役務提供取引**』とは、長期・継続的なサービスの提供とこれに対する高額の対価を約する取引のことです。



知っていますか？クーリング・オフ！！クーリング・オフが出来る契約と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅への訪問販売や不意打ち性の高い販売方法 (キャッチセールス・アポイントメントセールス等)	8日間
電話勧誘販売	電話で契約の勧誘をされるもの	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサービス・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療(除外有) (5万円を超える一定期間継続する場合。店舗での契約も含む)	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法・ネットワークビジネス(店舗での契約も含む)	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法・在宅ワーク	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で買い取り業者が消費者から商品を買い取る契約(除外商品あり)	8日間

※通信販売(カタログショッピング・インターネット通販)にクーリング・オフはありません。